

地域協議会に関する制度（案）検討内容

◆制度を設ける目的は何？（A-1）

推進市民会議での意見	市の考え方
★目的…わかりやすい表現、市民→住民同士（A） ・制度を設ける目的がわかりにくい（A） ・具体的に記載するとよい（A）	具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。
・「市と市民が協働して…」を「市民が相互に支え合い、助け合う…」や「市民同士が絆を深める…」に修正してはどうか（A）	ご意見のとおり、一部修正します。
・区単位の自治活動との住み分けを入れる（A） ・協議会があることで市民や地域へのメリットを明確にするとよい（B） ・「市民」→企業、市民団体も分けて記載するとよい（D）	ご意見のとおり、一部修正します。区単位での自治活動の住み分けや、協議会があることのメリット等についての具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。



◆目的（A-1）

小牧市自治基本条例に規定する地域自治組織のうち、地域を包括し代表する新たな組織としての地域協議会に関して規定することにより、地域協議会の設立を進め、地域協議会が円滑に活動を行えるようにして、市民が相互に支え合い、助け合う地域づくりを推進するため必要な事項を定めるものとします。

【解説】

ここでは、制度を制定する目的を簡潔に表現しています。

小牧市自治基本条例の中に、「地域自治組織」の活動に関して規定されています。「地域自治組織」の中の地域協議会について、地域協議会の認定要件、取り組む活動内容、市の支援など規定することで、地域を包括し代表する新たな組織としての地域協議会の位置づけを明確にするものです。

◆市民、地域協議会、地域協議会の設立準備委員会はどんなもの？（A-2）

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>★地域協議会の会員の内容を具体的にわかりやすく（企業、市民活動団体、高校、大学、区域外）（B）</p> <p>・「市民」の範囲が広すぎてわかりにくい（A）</p> <p>・企業、高校、大学、市民活動団体も関わるとよい（A）</p>	<p>一部表現を修正します。「(1)市民」については、小牧市自治基本条例の文面と合わせており、企業、団体などをすべて含んでいるという考え方になります。</p> <p>「(2)地域協議会」の文面の中の「市民」についても、(1)に準じています。</p> <p>具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。</p>
<p>・認定は誰が行うのか（B）</p>	<p>事務手続きは協働推進課が行いますが、制度上は市長が行うという取扱いになります。</p>



◆市民、地域協議会、地域協議会設立準備委員会（A-2）

- (1) 市民 市内で住み、働き、学ぶ者又は市内で活動し、事業を行う個人、法人、団体をいいます。
- (2) 地域協議会 小学校区単位を基本とする市民により構成され、認定を受けたものをいいます。
- (3) 地域協議会設立準備委員会 地域協議会の設立を目指し、事前準備及び各種団体との調整等を行う市民により構成される団体をいいます。

【解説】

ここでは、共通の認識としておきたい用語の定義をまとめています。

- (1) 「市民」 小牧市自治基本条例第2条第1項の条文を引用したもので、市内に住んでいる方だけでなく、通学している学生や会社などの法人、市民活動団体などの団体なども全て含んでいます。
- (2) 「地域協議会」 その小学校区内の市民で構成される団体で、この制度における認定を受けたものとしています。この文章の市民は(1)に準じています。
- (3) 「地域協議会設立準備委員会」 地域協議会の設立に向けて、学区で活動している方や各種団体等が集まり、地域協議会の役員、事業計画、予算などを検討する組織です。

◆ 地域協議会の詳細と認定の手続き、活動内容等はどんなもの？（A-3）

「名称は？」（A-3-1）、「構成員は？」（A-3-2）

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>「名称は？」（A-3-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 小学校区名を必ず入れる。あとは好きな名前（C） ★ 名称にニックネームを付ける（D） ・ 名称を校区は必ず入れるようにする（C） ・ 地区の名前をプラスして2つあってもよい（D） 	<p>一部修正します。</p> <p>具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」を見直しして記載するものとします。</p>
<p>「構成員は？」（A-3-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域外の方も必要に応じて参加できる（A） ・ 区域外の人を活用する「ゆとり」を作ってみてはどうか（B） ・ 市民だけでなく多様な団体があってもよい（B） ・ 構成員の範囲をわかりやすくする（B） ・ 企業も入れる（B） 	<p>地域協議会の構成員は、区域内の市民としていますが、活動には区域外の方も参加できるものとします。</p> <p>「市民」については、A-2(1)の定義を準用します。具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」を見直しして記載するものとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備委員会の構成員はどのようになるのか（B） 	<p>準備委員会の構成員も、地域協議会と同様になります。</p>



◆ 名称（A-3-1）

地域協議会の名称は、地域の特色や既存団体の名称等を考慮し、通称名を設けることができます。

◆ 構成員（A-3-2）

地域協議会の区域内の市民

【解説】

地域協議会の名称については、「〇〇小学校区地域協議会」として認定することになりますが、別で通称名を設けることができます。

地域協議会の構成員については、区域内の市民であり、「市民」については、A-2(1)の定義を準用しますので、市内に住んでいる方だけでなく、通学している学生や会社などの法人、市民活動団体などの団体なども全て含んでいます。

区域外の方は、構成員ではありませんが、地域協議会の活動には区域外の方も関わることができます。

◆ 地域協議会の詳細と認定の手続き、活動内容等はどんなもの？（A-3）

◀認定の要件は？▶（A-3-3）、◀地域協議会の範囲は？▶（A-3-4）

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>◀認定の要件は？▶（A-3-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ★公正・民主的の判断が難しい（A） ・「公正」がわかりにくい（A） ・公正、民主的な運営とは具体的にどのようなことで判断するのか（A） ・規約、民主的な運営をどう認定するか（B） ・市民が自由に活動に参加できるようにするには、計画の大綱化が必要（B） ・市の基準や規約を細かくしない方がよい（D） 	<p>公正・民主的な運営については、総会等を経て事業計画が定められていることなどで判断することとなります。具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」を見直しして記載するものとしします。</p> <p>この制度の制定をすることにより、市民の自由な活動参加につなげていきます。</p> <p>制度として市がやるべきことや市民に委ねることなどのバランスを考慮するものとしします。</p>
<p>◀地域協議会の範囲は？▶（A-3-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「概ね」→「原則として」（A） ・小学校区単位でなくてもよい（A） ・協議会の連合化も必要（A） ・地域協議会は原則小学校区である（B） ・小学校区があっっていなければ例外があってもよい（B） 	<p>「原則として」に修正します。また「原則として」に小学校区単位の例外について含みを持たせています。</p>



◆ 認定の要件（A-3-3）

- (1) 名称、事務所の所在地等その他必要な事項が、規約に定められている団体
- (2) 団体の運営が、市の基準や規約に基づき、公正に行われている団体
- (3) 区域内の区の代表者が参画し、民主的な運営がなされている団体
- (4) 区域内の市民が、活動に自由に参加することができる団体

◆ 地域協議会の範囲（A-3-4）

地域協議会は一の小学校区につき、1団体に限り設立できるものとしします。区域は原則として小学校区単位としします。

【解説】

地域協議会が認定されるために満たさなければならない要件をまとめたものです。地域協議会がどこの組織か識別できることや規約の制定、運営、区の代表者の参画、市民の参加ができる団体が認定の要件であり、運用の中で認定申請の書類のやり取りについて規定します。区域内の「市民」は、A-2(1)の定義を準用します。

地域協議会の範囲については、その区域と数の限度を表していて、原則として小学校区単位としします。

◆ 地域協議会の詳細と認定の手続き、活動内容等は何んなもの？（A-3）

«地域協議会の活動内容は？」（A-3-5）、«地域協議会がしてはならない活動は？」（A-3-6）

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>«地域協議会の活動内容は？」（A-3-5）</p> <p>★他の地域協議会との合同事業可とする（A）</p> <p>★単年度決算は、基本だけど条件によっては複数年度にまたがるものも可（A）</p>	<p>合同事業・複数年度の決算についての具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。</p> <p>地域助け合い交付金は単年度で精算をしていますが、地域協議会で自主財源を確保することで自由に資金を活用できます。</p>
<p>・話し合い→提起と対策（B）</p>	<p>原文のままとさせていただきます。</p>
<p>・（B-3）計画の策定との関係がわかりにくい（B）</p>	<p>（B-3）の計画と同じものになります。名称については、（B-3）に記載している内容の方を修正して文面を合わせます。</p>
<p>«地域協議会がしてはならない活動は？」（A-3-6）</p> <p>・意見なし</p>	<p>—</p>



◆ 地域協議会の活動内容（A-3-5）

- (1) 地域の課題に関する話し合い
- (2) 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定
- (3) 課題解決事業の企画・実施
- (4) 交流促進事業の企画・実施 等
- (5) 市民への地域協議会の活動への参画の呼びかけや活動に関する情報提供
- (6) 他の地域協議会との連携及び協力して実施する活動 等

◆ 地域協議会がしてはならない活動（A-3-6）

公共性がない活動、宗教活動、政治活動、特定の公職の候補者・公職にある者・特定の政党を推薦や支持又は反対することを目的とする活動、反社会的な活動とします。

【解説】

地域協議会の活動内容をまとめ、どんな活動をしていくものか示すものです。

- (1) 地域の課題に関する話し合い 様々な団体とその学区についての魅力や課題を話し合う「地域づくりミーティング」を想定しています。
- (2) 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定 学区の地域づくりの一つの方向性を定めた「地域ビジョン」の作成やそれに基づく事業計画を想定しています。
- (3) 課題解決事業 防災訓練や避難所運営マニュアルの作成など防災の事業や高齢者の見守り活動などの福祉の事業など地域の課題を解決する事業を想定しています。
- (4) 交流促進事業 区域内の子供たちからお年寄りまで幅広い世代が交流を深められるようなお祭り、コンサートなどの各種イベントを想定しています。

それらの活動に加え、区域内の市民への情報提供や他の地域協議会との連携・協力あるいは合同事業を行うこともできるものとします。

また、地域協議会は市の認定を受けた団体となるため、宗教や政治活動等の制限を定めています。

◆ 地域協議会への市の支援は何があるの？（A-4）

◆ どんな時に書類を届け出るの？（A-5）

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>◆地域協議会への市の支援は何があるの？（A-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援内容をもっと具体的に書かれていると取り掛かりやすい（C） ・ 財政支援がどのくらいなのか明確であるとよい（C） 	<p>具体的な表記については、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の祭りへの補助制度、助成制度を作る（D） 	<p>別の制度で検討いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物的支援、企業の寄付もOKとする（D） 	<p>協議会が受ける地域から支援としては、特に問題ありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年度にまたがる支援もあるとよい（D） 	<p>地域パートナー制度による市職員の人的支援は複数年度にまたがるものです。</p>
<p>◆どんな時に書類を届け出るの？（A-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見なし 	<p>—</p>



◆ 地域協議会への市の支援（A-4）

地域協議会への財政・人的支援等、地域協議会設立準備委員会への財政支援等を実施します。

◆ 書類の届出（A-5）

地域協議会の認定について、変更が生じた場合など必要に応じて市長に届出を行うものとします。

【解説】

地域協議会への市の支援は、地域助け合い交付金による財政支援、地域パートナー制度による市職員の人的支援、活動拠点への倉庫の設置等の支援が行われます。

また、地域協議会設立準備委員会には、地域協議会設立のための事前準備や調整で必要となる費用に対して地域助け合い交付金による財政支援を行うものとします。

地域協議会を認定した時の内容から変更が生じた場合は、必要に応じて市長に届け出るものとします。

◆ **どんな時に地域協議会の認定は取消しをされるの？ (A-6)**

◆ **もっと細かい手続きについてはどうなるの？ (A-7)**

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>◆ どんな時に地域協議会の認定は取消しをされるの？ (A-6)</p> <p>★ 認定取り消しは誰がいつ判断するのか。第三者機関か。(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定取り消し又は解散後の再立ち上げもあり (A) ・ 認定取り消しは誰がいつ決めるの (A) 	<p>認定の取り消しについては、「地域協議会推進市民会議」に諮り、市が認定取消し手続きを行います。別で定める運用において修正します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り消しの際の資産の扱い方を決める (D) ・ 活動してはならない活動の取り消しについて文章を明確にするとよい (D) ・ 取り消しだけでなく、フォローしてあげてから決断させる (D) 	<p>資産の取り扱い、取り消しのフォローなど具体的な表記については、別で定める運用、制度の解説、あるいは「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとしします。</p>
<p>◆ もっと細かい手続きについてはどうなるの？ (A-7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見なし 	<p>—</p>



◆ **地域協議会の認定取消し (A-6)**

地域協議会の認定要件に該当しなくなった場合、又は活動してはならない活動を実施したと認められる場合には、認定取消しの手続きを行うものとしします。

◆ **詳細な手続き (A-7)**

詳細な手続きについては、運用に定めるものとしします。

【解説】

地域協議会の認定の取り消しは、記載の条件に該当すると認められる場合は、地域協議会推進市民会議に諮り、市が認定取り消しの手続きを行います。

認定取り消しを受けた地域協議会が、また認定の条件を満たす場合は再度認定することも可能としします。